



平成 27 年度社会福祉法人指導監査是正又は改善状況報告書

提出年月日	平成 28 年 5 月 17 日
法人名	社会福祉法人砂丘福祉会
担 当	岩 崎 義 弘 (電話 : 0857-28-1366)
連 絡 先	(fax : 0857-28-1366) (Eメール : iwazaki@ankyu-fukubikai.com)

指摘事項	是正又は改善	改善時期
貴法人経理規程第 23 条の規程によると、日々入金した金銭は、収入後 7 日以内に金融機関に預けなければならないとなっているが、入金できていなかった。貴法人経理規程に則って適切な処理を行うこと。	今後、経理規程に沿って入金があった場合、7 日以内に銀行に預けるようにします。	2 月 5 日から 実施
財務諸表と登記の総資産の総額があっていない。原因を明らかにし、調査・報告して提出すること。	<p>例年のとおり、平成 27 年 4 月 23 日開催の理事会、評議員会の開催通知を出した。その後、税理士に会議に間に合うよう事務処理をお願いすると「移行時の調整に時間がかかる」ので時間をください。また、この時期は忙しいため、<u>微調整は、6 月の現況報告までに</u>するので、役員に了承いただき<u>正式なものができ次第差し替え資料を送らせていただく旨を会議で了承してほしいと依頼</u>された。当日の資料の第 4 号議案でこの件は<u>事務局一任の承認を取り付けた。(議事録参照)</u></p> <p>その後、うっかり平成 27 年 4 月 23 日の財産目録を使用し、平成 27 年 4 月 28 日に鳥取地方務局に<u>未調整の財産目録を登記</u>してしまった。</p> <p><u>監査指摘で間違いに気づき</u>更正した財産目録</p>	<p>更正登記 平成 28 年 2 月 9 日更正登記 完了</p>

	<p>を添付し、平成28年2月8日に法務局に登記に行ったが資産総額登記更正上申書を出すよう言われ、その後、資産の総額更正43,748,460円に更正登記した。</p>	
<p>土地の賃貸借契約は締結されているが、事業に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、かつ、これを登記すること。 (社会福祉法人の認可について)</p>	<p>平成28年3月24日開催の理事会・評議員会の議題第7号議案で市法人監査文書指摘事項(案)を説明。 議場の中で地権者・理事である村山氏から地上権、借地権の設定を快く了承。(議事録参照) 登記の手続きをすすめるよう促されたので、今年度中に登記手続きをする。</p>	<p>平成28年度中に登記手続きします。</p>
<p>貴法人経理規程第29条の規程によると、出納職員は、現金について、毎日の現金出納終了後、その残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとなっているが、小口現金出納帳等、会計責任者の確認印のないものが見受けられた。 また、月ごとに小口現金出納帳がないものがあつた。作成し整備しておくこと。</p>	<p>出納帳の様式を変更し、会計責任者の確認欄を設け書式を改めた。 今後、毎日現金残高と帳簿残高を会計責任者に報告します。 なお、週に1回は、会計責任者に確認していただくよう努めます。</p>	<p>2月5日から実施</p>